

## 社会福法人 旭会 役員等報酬規程

### (目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人旭会（以下、旭会という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、理事、監事及び評議員（以下、「役員等」という）の報酬等について定めるものとする。

### (報酬等の支給)

第 2 条 役員等には、勤務形態に応じて報酬等を支給する。

### (役員等の報酬等の算定方法)

第 3 条 役員等に対する報酬等の額は、別表1及び別表2に応じて定めるものとする。

### (職員給与との併給)

第 4 条 法人職員（以下「職員」という。）が職員として在籍のまま理事である期間は、第3条に定める報酬の支給はせず、職員の給与に関する規則に基づき、給与を支給する。その他、別表2の定めによるものとする。

### (報酬等の支給方法)

第 5 条 別表第1の役員等に対する報酬等の支給時期は、当該会議に出席した都度、支給する。別表第2の支給時期は、職員の給与に関する規則に準じる。

### (公表)

第 6 条 この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

### (改廃)

第 7 条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

### (補則)

第 8 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

### 附則

- 1 この規程は、平成29年4月1日より施行する。
- 2 この規程は、平成31年4月1日より施行する。

別表第1 (役員等の報酬等)

(1) 評議員

	日 額
評議員会への出席	5,000円

(2) 理事

	日 額
理事会等会議への出席	5,000円

(3) 監事

	日 額
監事監査、理事会等会議への出席	5,000円

(4) 交通費

評議員会、理事会参加のための交通費として一律500円を支給する。

別表第2（常勤理事の報酬等）

当法人職員を兼務し、常勤職員給与を支給している役員に対しては、職員給与に加えて下記報酬を支給する。

月額報酬

役職名	月 額
理事長	50,000円
理事	30,000円